

資料提供

提供年月日：令和2年（2020年）12月30日 9：00
滋賀県特定家畜伝染病対策本部
部 局 名：農政水産部（森川、内本）
防災危機管理局（磧、前田）
電 話：077-528-3853

高病原性鳥インフルエンザ発生にかかる搬出制限区域の解除について

東近江市で確認された高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域内（発生農場を中心とする半径3km以内）の養鶏農場において清浄性確認検査を実施し、異常がないことを確認しました。

このことにより、12月30日午前0時に搬出制限区域（発生農場を中心とした半径3～10km以内）を解除するとともに、5か所設置していた消毒ポイントのうち4か所を終了しましたのでお知らせします。

なお、半径3km以内の移動制限については継続しており、1か所の消毒ポイントについては引き続き運営していますので、併せてお知らせします。

1. 制限区域の解除について

搬出制限区域（発生地から半径3～10km以内）：12月30日午前0時をもって解除
移動制限区域（発生地から半径3km以内）：継続（1月5日解除予定）

2. 消毒ポイントについて

番号	名称	所在地	備考
1	愛荘町役場秦荘庁舎	愛荘町	12月30日 午前9時終了
2	JAグリーン近江 市辺低温倉庫	東近江市	12月30日 午前9時終了
3	永源寺運動公園	東近江市	継続（1月5日終了予定）
4	東近江蒲生運動公園	東近江市	12月30日 午前9時終了
5	日野カントリーエレベーター	日野町	12月30日 午前9時終了

- 我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- 現場での取材は、誠に慎んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 農場に対する取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むようご協力をお願いいたします。